

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市職員を退職した者を対象として人事委員会が実施する選考による採用をされた職員に対する退職手当の基本額に係る特例の範囲について定めることにしました。
- 2 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)